

〇〇病院災害医療救護班設置要綱（例）

第1 この要綱は、大規模災害時等において、医療救護活動を行う医師等の派遣要請のあった場合に、他の医療機関等に派遣し医療救護活動を行う〇〇病院災害医療救護班の設置及びその運営に関し、必要な事項を定める。

第2 医療救護班の編成

1 医療救護班は、次の編成とする。

(1) 一般医療救護班

医 師	人
薬剤師	人
看護師	人
事 務	人
その他（ ）	人

(2) 精神科救護班

医 師	人
看護師	人
精神保健福祉士	人
事 務	人
その他（ ）	人

2 派遣する医療救護班の組織（班別）は、別表のとおりとする。

第3 医療救護班の出動

医療救護班は、山梨県災害対策本部長から出動要請のあった場合に病院長の名により出動する。

第4 医療救護班の指揮

医療救護班に班長をおく。

班長は、医師の中から病院長が指名する。

班長は、当該班の指揮をとる。

第5 活動状況の報告

医療救護班の班長は、現場到着後、現場の状況等について、直ちに病院長に報告するとともに、医療救護活動中においても必要に応じ病院長にその状況を報告するものとする。

別表

〇〇病院医療救護班組織表

	一般医療救護班			精神科救護班
	第1班	第2班	第3班	
	氏名	氏名	氏名	氏名
医師	科			
	科			
	科			
薬剤師				
看護師				
精神保健福祉士				
事務職員				
その他（運転手等）				
合計				